

大阪市告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧 新 別	敷地の 幅員	敷地の 延長
東淀川区第835号線	東淀川区柴島2丁目 342番の1地から 同区同 342番の1地まで (別紙参考図参照)	旧	m 1.82	m 16.03
		新	2.91	16.03
東淀川区第854号線	東淀川区柴島2丁目 342番の1地から 同区同 342番の1地まで (別紙参考図参照)	旧	m 2.74～ 2.79	m 10.50
		新	3.39～ 5.41	10.50

(建設局総務部管財課)